

## 不動産に関する無料相談

「大阪府宅地建物取引業協会南大阪支部」と「(公社)全日本不動産協会大阪府本部大阪南支部」が連携し、不動産に関する無料相談を実施します。

**とき** 3月7日(木)、午後1時～4時

**ところ** 市役所1階市民相談室

**内容** 住宅の購入や賃貸マンションの契約など不動産を安全に取引するための事前相談 **定員** 6人

**申し込み** 2月6日(火)～3月6日(火)  
(土・日曜日、祝日を除く午前9時～

午後4時)に、「大阪府宅地建物取引業協会南大阪支部」〔☎072(958)3005〕へ  
(申し込み先着順)

## 行政書士無料相談

**とき** 2月23日(土)、3月23日(土)、午後1時30分～4時30分

**ところ** レインボーホール(市民会館)

**内容** 相続、遺言、成年後見制度、離婚、不動産、各種許認可などに関する相談

**申し込み** 濱田さん(行政書士会南大阪支部)〔☎(50)1110〕へ(日曜日を除く午前10時～午後6時)

## 特設無料法律相談

**とき** 3月2日(土)、午後1時～4時

**ところ** 市役所1階市民相談室

**内容** 相続、離婚、不動産問題、労働問題など法律問題のトラブル

**対象者** 市内在住で、過去1年間下表の法律相談を受けていない人

**定員** 6人

**申し込み** 2月6日(火)～、情報公開課(内線182)へ(申し込み先着順)



## 今月の相談

気軽にご相談ください。相談は全て無料です。

	日 程	時 間	場 所	予 約・その他
法 律 相 談	毎週水曜日	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人(第4水曜日は12人)、祝日は除く、1年間で1回利用可
	3/2(土)(特設)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	
	第1・3水曜日	午後1時～4時	金剛連絡所	
市 民 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	市役所1階7番窓口	電話相談も可(内線182、185)、祝日は除く
行 政 相 談	21(木)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談
司 法 書 士 相 談	19(火)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人、1年間で1回利用可
人権なんでも相談	22(金)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可(内線187)、人権擁護委員による相談、問い合わせ(内線472)
女性のための電話相談	1(金)、8(金)、19(火) 26(火)、3/1(金)	午前10時～午後2時		〔☎(23)0567〕、問い合わせ(市役所内線474)、女性の相談員による相談
女性 の 悩 み 相 談	14(木)	午前10時30分～午後0時30分	すばるホール3階	定員4人 要予約(市役所内線474)、女性カウンセラーによる相談 ※14(木)は午後3時30分まで 定員5人
	15(金)	午後1時30分～4時30分	男女共同参画センター	
人 権 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市人権協議会	事前予約も可〔☎(24)3700〕、電話相談も可、祝日は除く
生 活 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時	(人権文化センター内)	
保育士による育児相談	第2・4月曜日	午後1時～3時	レインボーホール(市民会館)2階	要予約〔☎(26)1233〕、定員3組、祝日は除く
ひとり親家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206)、祝日は除く
家庭児童相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	電話相談も可(内線206～208)、祝日は除く
発 達 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206、207)、祝日は除く
子 育 て 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可〔☎(25)0666〕、祝日は除く
健 康 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約〔☎(28)5520〕、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談、祝日は除く
福祉なんでも相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	総合福祉会館、カガリの郷	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関するあらゆる相談、祝日は除く
市民公益活動相談	月～金曜日	午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約〔☎(26)7887〕、祝日は除く ※ただし、事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可
農 業 相 談	4(月)、3/4(月)	午後1時～3時	市役所4階農業委員会	事前予約も可(内線444)
商 工 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談〔☎(25)1101〕、祝日は除く
日本政策金融公庫相談	13(火)	午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約〔☎(25)1101〕
税理士による税務相談	8(金)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約〔☎(25)1101〕
消費生活相談	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時	消費生活センター(市役所1階市民相談室横)	電話相談も可(内線186)、専門相談員による相談、祝日は除く、消費者ホットライン〔☎(局番なし)188〕
就 労 支 援 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市就労支援センター(人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談、祝日は除く、問い合わせ 市人権協議会〔☎(24)3700〕
お出かけ就労支援相談	26(火)	午前9時30分～正午	市役所4階A会議室	要予約、南河内地域若者サポートステーション〔☎(26)9441〕
若者の就労相談	20(火)	午後1時～4時	市役所4階A会議室	
労 働 相 談	14(木)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可(内線187)、社会保険労務士による相談、問い合わせ(内線481)
障がい者就業・生活相談	18(月)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可(内線199) 専門相談員による相談(就職のあつせんはしません)、問い合わせ(内線481)
引きこもり相談	28(木)	午後1時～2時30分 午後2時30分～4時	トピック Topic(きらめき創造館)	要予約〔☎(26)8056〕、定員各1人、カウンセラーによる相談
進 路 相 談 (奨学金)	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	市役所3階教育指導室	当日電話相談も可(内線364)、水曜日は専門相談員による相談、祝日は除く
もの忘れ医療介護相談	6(火)、20(火)	午後1時30分～2時 午後2時15分～2時45分	市役所5階 介護認定審査会室	要予約(内線189)、定員各1組、認知症サポート医、ほんわかセンター専門職による相談



## 講座・催し

### おれんじパートナー交流会

認知症についての情報交換をしたり、不安や悩みを出し合い交流したりしませんか。

**とき** 2月27日(水)、午後1時30分～3時

**ところ** すばるホール3階会議室2 A

**対象者** 認知症の人やその家族、認知症に関心のある人、認知症サポーターなど

**定員** 20人(当日、直接会場へ)

※認知症の人が参加される場合は、事前にご連絡ください。

**参加費** 100円(お茶・お菓子代)

**問い合わせ** 井尻さん(おれんじパートナー事務局)☎090(3996)0071

### ワンポイント!介護講習会 薬の上手な飲み方～応用編～

**とき** 2月22日(金)、午後2時～3時30分(午後1時30分～受け付け)

**ところ** 中央公民館喜志分館

**内容** 認知症の人の服薬管理や、服薬介助の際の注意点を学ぶ

**定員** 30人

**参加費** 無料

**申し込み** 2月20日(水)までに、高齢介護課(内線196)へ(申し込み多数の場合抽選)

### 認知症サポーター養成講座

認知症の人やその家族を温かく見守る応援者を養成する講座を開催します。

**とき** 2月28日(水)、午後1時30分～3時

**ところ** 市役所地下904会議室

**内容** 認知症の基礎知識、認知症の人の心の理解と対応について

**対象者** 市内在住・在勤で認知症サポーターになることを希望する人

**定員** 50人

**受講料** 無料

**申し込み** 2月6日(水)～21日(水)に、高齢介護課(内線183)へ(申し込み先着順)

### 認知症予防教室

**とき** 3月8日～29日の毎週金曜日、午前9時45分～11時45分(全4回)

**ところ** けあばる

**内容** 認知症に関する講義、認知症予防に役立つ運動や食事、音楽など

**対象者** 市内在住で65歳以上の人

**定員** 20人

**参加費** 無料

**申し込み** 2月26日(水)までに、ウエルネスけあばるへ(電話申し込み可)

※申し込み多数の場合抽選。ただし、初めて参加される人を優先します。

### ほんわかカフェ in かがりの郷

お茶を飲みながら、認知症についてのお話や音楽で、さまざまな人と交流を楽しむ同カフェを開催します。

**とき** 2月14日(水)、午後1時30分～3時

**ところ** かがりの郷2階交流サロン

**定員** 70人(当日、直接会場へ)

**参加費** 100円

**問い合わせ** かがりの郷



## 募集

### 自衛官候補生などの募集

#### ●自衛官候補生

※所要の教育を経て、3カ月後に2等陸・海・空士に任用。

**応募資格** 日本国籍を有する18歳以上33歳未満の人

**受付期間** 随時受け付け

#### ●予備自衛官補

※必要な訓練を受け、終了後に予備自衛官となる制度。

**応募資格** 一般＝日本国籍を有する18歳以上34歳未満の人、技能＝日本国籍を有する18歳以上で国家免許資格などを有する人

**受付期間** 4月12日(金)まで

**試験日** 4月20日(水)～24日(水)のうち1日

※詳しくは、お問い合わせください。

**問い合わせ** 自衛隊富田林地域事務所 ☎(24)3799

### けあばる非常勤登録 ホームヘルパー募集

**勤務形態** 直接自宅から対象者宅を訪問しケアする直行直帰制

※勤務時間など詳しくは、お問い合わせください。

**対象者** 介護職員初任者研修以上修了者(同等以上可)、もしくはガイドヘルパー資格取得者

**申し込み** 月～土曜日(祝日、年末年始を除く午前9時～午後5時)に、けあばる ☎(28)8633)へ



## 教育

### 大阪障害者職業能力開発校の 入校生募集

同校は、障がい者のための訓練施設です。同校では、平成31年4月入校生を募集しています。

**募集科目** CAD技術科、Webデザイン科、OAビジネス科、オフィス実践科、ワークサービス科

**願書受付** 3月4日(月)まで

※ワークサービス科は2月22日(金)まで受け付け。

※願書は、ハローワークなどで配布しています。申し込み方法など詳しくは、お問い合わせください。

**問い合わせ** 同校 ☎072(296)8311



## 相談

### 年金相談

日本年金機構による同相談を実施します。

**とき** 2月8日(金)、午前10時～正午、午後1時～4時

**ところ** 市役所地下904会議室

**持ち物** 年金手帳、年金証書、ねんきん定期便など

**申し込み** 2月7日(木)までに、保険年金課(内線170)へ





## 国民年金

### 確定申告には「社会保険料控除証明書」などが必要です

国民年金保険料は、納付した全額が所得税などの社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告するには、1年間に納付した保険料額を証明する書類などの提出が義務付けられています。

このため、平成30年1月1日～10月1日に納付した保険料の額を証明する社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が、日本年金機構本部より30年11月上旬に送付されています。

確定申告には、この証明書と10月2日～12月31日に納めたことを確認できる「領収書」などの添付が必要です。また、年の途中から国民年金に加入した場合などで、10月2日以降に初めて保険料を納めた人には、2月上旬に証明書が送付されます。なお、本人の保険料だけでなく、配偶者や家族の保険料を納付した場合も、その納付額全額が納付した人の控除対象となります。確定申告の際に、本人の保険料額と合算して申告することができます（その場合、配偶者、家族分の証明書も一緒に添付する必要があります）。

**問い合わせ** ねんきん加入者ダイヤル（ナビダイヤル）〔☎0570(003)004〕、IP電話からは〔☎03(6630)2525〕  
※3月15日(金)までの月～金曜日（2月11日(祝)は除く）、午前8時30分～午後7時、3月9日(土)は午前9時～午後5時、または天王寺年金事務所〔☎06(6772)7531〕。

### 国民年金保険料の「2年前納（口座振替）」のご利用を

国民年金保険料の平成31年4月の口座振替分で、割引額の大きい「2年前納」がご利用いただけます。

また、社会保険料控除については、2年前納分の全額を納めた年に控除する方法か、各年に控除する方法のいずれかを選択していただけます。

※29年4月より、クレジットカード納付についても新たに2年前納が可能になりました。なお、申込期限は2月末までです。詳しくは、お問い合わせください。

**問い合わせ** 天王寺年金事務所〔☎06(6772)7531〕



## 上下水道

### 水道の漏水にご注意ください

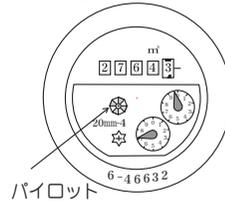
水道水の使用量が増える原因には、使用状況の変化や漏水、季節的な要因などの理由が考えられます。

特に漏水は、初めのうちはわずかでも、その量は日ごとに多くなっていきます。

これが続くと、貴重な水が無駄になり料金も高額になります。

水道メーターを確認し、水道を使用していないのにパイロットが回転しているときは、漏水の疑いがありますので市管工事業協同組合〔☎0120(032)497〕へご相談ください。

デジタルメーター



パイロット

### 水道管の凍結にご注意ください

気温が氷点下になると、水が凍り水道管が破裂することがあります。次のような場合は特に注意してください。

- ・水道管がむき出しになっている
- ・水道管が家の北側にある
- ・水道管に風が強く当たる
- ・低温注意報が発表されたとき

#### ■凍結を防止するには

水道管や蛇口などを保温材・毛布などで包み、その上からビニールを巻き保護しましょう。

#### ■水道管が凍ったときには

タオルなどを巻きつけ、その上からゆっくりぬるま湯をかけて溶かします。熱湯を直接かけないでください。

#### ■水道管が破裂したときには

止水栓を閉め、水を止めて修繕を申し込んでください。また、止水栓の位置はあらかじめ確認しておきましょう。※水道の修繕は、市管工事業協同組合〔☎0120(032)497〕へ（月～金曜日の午前9時～午後5時30分）。その他の時間帯および土・日曜日、祝日、年末年始は市役所宿直室〔☎(25)1000〕へご連絡ください。

**問い合わせ** 水道工務課（内線257）



## 福祉

### 献血にご協力を

**とき・ところ** 2月10日(日)、午前10時～午後4時＝エコール・ロゼ、16日(土)、午前10時～午後2時＝向陽台小学校  
※詳しくは、お問い合わせください。

**問い合わせ** 市献血推進協議会〔☎(25)8261〕

# 広告枠



## 税

### 市・府民税の申告期間は 2月18日～3月15日です

平成31年度市・府民税の申告会場と受付期間などは、次のとおりです。

#### ◆市役所地下902・903会議室

とき 2月18日(月)～3月15日(金)、午前9時～午後5時30分(土・日曜日は除く)

※ただし、2月24日(日)、3月3日(日)は開設します。

※セキュリティの都合上、会場は午前8時30分ごろに開場します。

#### ◆金剛連絡所2階大ホール

とき 2月7日(木)、8日(金)、12日(火)、13日(水)、14日(木)、午前10時～午後4時

※受け付け開始直後の7日、8日は大変混雑することが予想されますのでご注意ください。



なお、申告されていない場合、次のようなことがありますので、申告にご協力ください。

○市・府民税証明書の交付ができないことがあります。

○控除される情報が得られないため、扶養・配偶者控除などの適用範囲でも控除が適用されないことがあります。

○社会保険料(国民健康保険料、後期高齢者医療保険料など)の軽減措置の適用を受けられないことがあります。

**問い合わせ** 課税課(内線111、112、117)

### 税務署からのお知らせ

○富田林税務署の確定申告会場は「すばるホール」です

**開設期間** 2月18日(月)～3月15日(金)、午前9時～午後4時(土・日曜日は除く)

※ただし、2月24日(日)、3月3日(日)は開設します。

**ところ** すばるホール4階銀河の間  
※会場は大変混雑しますので、ご自身で申告書を作成してご提出ください。  
○申告書は自宅から提出(送信)できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力することで税額などが自動計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。

給与所得者または公的年金所得者の人向けの申告書作成画面を設定しています。初めてでも操作がしやすい画面ですので、是非ご利用ください。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーライターを用意すれば、e-Taxを利用して提出(送信)できます。また、事前に税務署で「ID・パスワード」を発行していたければ、マイナンバーカードとICカードリーダーライターをお持ちでない人でも、自宅のパソコンやスマートフォンから申告書を作成し、提出(送信)できます。

e-Tax以外の方法で申告書を提出される場合は、税務署窓口へ直接お持ちいただくか、郵送により提出してください。

※「ID・パスワード」の発行は随時、全国の税務署で受け付けていますの



で、必ず運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、税務署までお越しください。

○医療費控除を受けるには「医療費控除の明細書」の添付が必要です

医療費控除を受ける場合、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

○年金所得者の所得税の確定申告手続きが簡素化されています

公的年金等の収入が400万円以下であり、かつ公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合は、確定申告書の提出は不要です。

ただし、この場合であっても所得税の還付を受けるために還付申告書を提出することはできません。

※所得税の確定申告が不要な場合でも、市・府民税の申告が必要となる場合があります(同ページ「市・府民税の申告期間は2月18日～3月15日まで」参照)。

**問い合わせ** 富田林税務署 ☎(24)3281

### 固定資産税(償却資産)の申告を

固定資産税は土地や家屋に課税されますが、それ以外で事業や営業のために所有している償却資産(構築物、機械や装置、車両や運搬具、工具、器具、備品など)も課税対象になります。

1月1日現在、市内に償却資産を所有している法人や個人事業主は申告してください(休・廃業されている場合も申告が必要です)。

なお、所有者には昨年12月中に申告書類を郵送していますが、届いていない場合や事業開始などにより本市に初めて申告される場合はご連絡ください。

**問い合わせ** 課税課(内線114、115)

# 広告枠